

【主な保険金のご案内】 部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険

AIG損害保険株式会社

このご案内では、部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険の主な保険金の補償内容についての概要をご説明しています。

基本となる主な保険金の概要

【2018年1月1日以降保険始期のご契約】

保険金の種類	補償内容の概要
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
部位・症状別保険金	ケガにより医師の治療を受け、その治療日数（※）の合計が5日以上になった場合に、基本保険金に加え、ケガの部位・症状に応じて、ご契約の保険金額の1倍～24倍をお支払いします。 （※）事故日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。
基本保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合（※）に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 （※）事故日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。
長期入院一時金	ケガにより60日以上入院した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
骨折時生活支援一時金	ケガにより下半身（※）を骨折または脱臼した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 （※）下肢および骨盤をいい、足指を除きます。
重度後遺障害時介護一時金	ケガにより事故日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、介護が必要な状態と医師に診断された場合で、かつ、その状態が医師の診断日を含めて180日を超えて継続した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険

AIG損害保険株式会社

主な特約保険金などの概要

特約などの名称	補償内容の概要
傷害医療費用補償特約	<p>ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて 365 日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 （1 事故につきご契約の保険金額限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ● 入退院・転院のための交通費 ● 医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 <p>（注）労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。</p>
被害事故補償特約	<p>被保険者が犯罪やひき逃げによりケガをした場合に、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】 治療費や休業損害、逸失利益、精神的損害、将来の介護料、葬儀費などの損害の額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。（1 事故につきご契約の保険金額限度）</p> <p>（注）損害賠償金や他の給付金（犯罪被害者等給付金など）がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p>
ホームヘルパー等費用補償特約	<p>家事従事者（※1）である被保険者が、偶然な事故によるケガで入院し家事に従事できなくなった場合、入院した期間中に臨時に負担した費用をお支払いします。 （1 事故につき、ご契約の支払限度基礎日額に雇入などの日数（※2）を乗じた額限度） （※1）家事従事者とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児などの家事を行う親族の中で主たる者をいいます。 （※2）180 日を限度とします。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ホームヘルパー、ベビーシッター、清掃代行サービス業者の雇入費用 ● 被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用（交通費を含みます。） <p>（注）自己負担額（1 事故につき 5,000 円）があります。</p>
携行品損害補償特約（再調達価額補償型）	<p>被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品 1 つ（1 組または 1 対）あたり 10 万円（乗車券、通貨などは 5 万円）を限度として、再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）で算定した損害の額または修理費をお支払いします。 （再調達価額を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度） （注 1）携行品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品 （保険始期が 2019 年 9 月 30 日以前の契約では携行品に含まれます。） ● ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯式電子事務機器 およびこれらの付属品 （保険始期が 2019 年 9 月 30 日以前の契約では携行品に含まれます。） ● クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ● 船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など <p>（注 2）貴金属などは、時価額により算定します。 （注 3）自己負担額（1 事故につき 3,000 円）があります。</p>

特約などの名称	補償内容の概要
<p>個人賠償責任補償特約</p>	<p>被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>（保険始期が 2019 年 9 月 30 日以前の契約は、電車などの運行不能による賠償責任については、電車などの財物への損害を伴う場合のみ、保険金をお支払いします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 <p>（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害賠償金（1 事故につきご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） <p>（注 1）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p> <p>（注 2）この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士の選任を含みます。）は原則として弊社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p>